次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一～五　（略）

別表（二(一)ア及び二(二)ア関係）

空港等	二(一)アの単価	二(二)アの単価
（略）		
新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、女満別空港、青森空港、富山空港、神戸空港、岡山空港、宮古空港、石垣空港、札幌飛行場、小松飛行場、徳島飛行場、名古屋飛行場	四十円	三千七百円
（略）		

改正前

一～五　（略）

別表（二(一)ア及び二(二)ア関係）

空港等	二(一)アの単価	二(二)アの単価
（略）		
新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、女満別空港、青森空港、富山空港、神戸空港、岡山空港、宮古空港、新石垣空港、札幌飛行場、小松飛行場、徳島飛行場、名古屋飛行場	四十円	三千七百円
（略）		

附　則

この告示は、令和七年八月七日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第五百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

1　VOR										
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送空中線電力（メガヘルツ）（ワット）	コース識別符号	コースの方向	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項		
（略）										
与沢上欄にVOR同じ		N36°12′E140°25′茨城県小美玉市	117.2	100な	しYZE	24時間	令和７年９月４日	与沢DMEと組合せVOR／DMEとして運用		

改正前

1　VOR										
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送空中線電力（メガヘルツ）（ワット）	コース識別符号	コースの方向	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項		
（略）										
百里上欄にVOR同じ		N36°11′E140°25′茨城県小美玉市	113.3	100な	しHUC	24時間	平成22年３月11日	百里タカンと組合せVORとしてTACとして運用		